

自己資本の充実の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日 金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱（市場規律））に則り、以下に記載しております。

(注) 当行の連結対象となる子会社は、株式会社大光ビジネスサービスとたいこうカード株式会社の2社であり、当行グループ全体に占める割合が僅少であること、自己資本の充実については原則として一体管理していることから、連結の記載のない項目については、単体と同様です。

【定性的開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

- 連結自己資本比率の算出対象会社（連結グループ）と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数、主要な連結子会社の名称・主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は2社です。

名称	主要な業務の内容
株式会社大光ビジネスサービス	銀行従属業務
たいこうカード株式会社	クレジットカード業務、信用保証業務

- 比例連結の対象となる金融業務を営む関連法人等の数、主要な金融業務を営む関連法人等の名称・主要な業務の内容
該当ありません。
- 控除項目の対象となる会社の数、主要な会社の名称・主要な業務の内容
該当ありません。
- 従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の数、主要な会社の名称・主要な業務の内容
該当ありません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社2社とも債務超過会社ではなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

2. 自己資本調達手段の概要

(平成19年3月末)

自己資本調達手段		概要
普通株式	100百万株	完全議決権株式
期限付劣後債務		
劣後特約付借入金	2,000百万円	ステップアップ金利特約付期間10年（期日一括返済） 但し、5年目以降に、金融庁の承認を条件に期限前返済が可能

(平成20年3月末)

自己資本調達手段		概要
普通株式	100百万株	完全議決権株式
期限付劣後債務		
劣後特約付借入金	2,000百万円	ステップアップ金利特約付期間10年（期日一括返済） 但し、5年目以降に、金融庁の承認を条件に期限前返済が可能
劣後特約付社債	8,000百万円	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各リスクカテゴリーのリスク量の合計がTier I の範囲内に収まっているかを定期的にモニタリングし、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率、Tier I 比率等を指標として評価しておりますが、単体および連結の自己資本比率、Tier I 比率が国内基準の4%を大幅に上回っていること等から、高い健全性を確保していると考えます。

4. 信用リスクに関する事項

- リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、銀行が損失を被るリスクのことです。

当行では、融資業務の基本姿勢や実務指針等を明示した「融資業務の規範」を制定し、役職員に周知徹底を図り、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

個別債務者の信用リスク管理については、財務内容・業界動向・事業環境・経営者の資質・資金使途・返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めるとともに、自己査定の集計結果等を常務会等に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオ管理については、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、与信集中リスクを排除した与信ポートフォリオの構築を図るとともに、モニタリング結果を常務会等に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入し、個別債務者の信用度に応じた信用格付を付与して信用リスクの評価を行っており、与信審査や与信管理、与信ポートフォリオ管理において信用格付を活用しています。また、信用格付の評価に基づき信用リスクの計量化を行い、結果をALM委員会に報告しております。

自己査定と償却・引当については、「自己査定基準」「債権償却および貸倒引当基準」を定めており、それに則り適切に行っております。

債務者区分が「正常先」「その他の要注意先」に該当する債権については、債務者区分ごとの債権額に、それぞれ貸倒実績率を乗じて算出した予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「要管理先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、貸倒実績率を乗じて算出した予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、貸倒実績率を乗じて算出した予想損失額を個別貸倒引当金に計上しております。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金に計上または直接償却を行っております。

- 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

- ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の5社としております。

- ・JCR（株）日本格付研究所
- ・R&I（株）格付投資情報センター
- ・Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス）
- ・Fitch（フィッチレーティングスリミテッド）

- ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャー^(注)の種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次のとおりであります。

エクスポージャー区分	適格格付機関
貸出金	JCR, R&I
国内発行体の債券	JCR, R&I
海外発行体の債券	Moody's, S&P
証券化商品	発行時点の格付機関 JCR, R&I, Moody's, S&P

(注) エクスポージャーとは、リスクに晒されている金融資産の金額であり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失（信用リスク）を軽減するため、取引先によっては不動産等の担保や信用保証協会等の保証をいただくことがありますが、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途・返済原資や財務内容・業界動向・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から与信判断を行っております。

担保または保証をいただく場合は、取引先に十分な説明を行い、ご理解いただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める「事務処理規程」等の行内規定に基づき、適切な取扱いを行っております。特に、不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく詳細な規程を定めております。

当行では、自己資本比率の算出に当たっては、金融庁告示第19号

第80条の規定に基づく信用リスク削減手法として「簡便手法」を適用しております。信用リスクの削減手段として認められる適格金融資産担保の内容としては、自行預金、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、また、保証については、日本国政府又は政府関係機関、並びに我が国の地方公共団体の保証が主体となっております。信用度の評価については、全て政府保証と同様と判定しております。貸出金と自行預金の相殺に当たっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく、分散されております。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行の派生商品取引は、外国為替先物予約取引、通貨オプション取引、債券先物取引等であります。派生商品取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、金融機関との取引については信用度の高い先のみを取引相手とし、お客様との取引については総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことで、リスクを限定しております。リスク資本の割当についての方針は別段定められておりません。

派生商品取引の信用リスク算出については、担当部署がカレント・エクスポージャー方式^(注)により与信相当額を算出した上で、常務会等に報告しております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当行は、証券化取引に関してオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、有価証券投資の一環として証券化商品を購入しております。

当行の保有する証券化商品は、信用リスク並びに金利リスクを有しております。これらのリスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等により把握するとともに、定期的に常務会に諮り適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券投資に関する行内規定に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限定するなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出において、「標準的手法」を採用しております。

また、当行は金融庁告示第19号附則第15条の証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用しており、保有証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットについては、原資産に平成5年大蔵省告示第55号と平成18年金融庁告示第19号とを適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限として、計上しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

該当ありません。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定については、下記の適格格付機関4社を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ JCR（株式会社日本格付研究所）
- ・ R&I（株式会社格付投資情報センター）
- ・ Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・ S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス）

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外生的事象により損失が発生しうるリスクをいいます。当行では、可能な限りオペレーショナル・リスクを回避するため、「オペレーショナル・リスク管理方針」等に基づいて適切に管理する組織体制および仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、発生防止および発生時の影響度の極小化に努めております。オペレーショナル・リスクは事務リスク、システムリスク、その他のリスクに分け、各管理部門を定めて管理しているほか、総合的にも管理しております。

事務リスクについては、「事務リスク管理規程」に基づいて適切に管理しております。「事務処理規程」等の整備および理解促進、事務指導や研修体制の強化、店内検査や臨店監査による牽制機能の強化などに取組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクを明確にし、コンピュータシステム委託先のリスク管理状況を定期的な報告や監査法人、監査部門の監査により確認するなど、リスクの発生を未然に防止するとともにシステムの信頼性・安全性・効率性を高めるよう努めております。

その他のリスクは、さらに法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクに分け、各管理部門がリスクを認識、評価し、コントロールおよび削減に努める等適切に管理しております。さらに、リスク管理の実効性を高めるため、PDCAサイクルの確立に努めております。

オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、定期的にコンプライアンス委員会において協議検討を行うとともに、常務会等へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当行では、出資等および株式等のリスク管理に関して、リスク管理部門において定期的に評価し、その状況について常務会及びALM委員会への報告を行っております。子会社株式及び関連会社株式はすべて時価のない株式であり、時価のないその他有価証券と同様に信用リスクの管理の対象としております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と相場変動リスクおよび運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、取締役会等で決定しております。

上場株式等の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（VaR）により行っております。信頼水準は99%、保有期間については、処分決定に要する期間等を反映し、政策投資は120日、純投資株式は60日として計測しております。また、半期毎に取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案してVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら収益の確保に努めております。

出資等および株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって影響を受ける経済価値や期間損益の増減を指しますが、当行では、どちらについても定期的な計測や評価を行い、適切な対応を講ずる態勢としております。リスクを単に抑制するものではなく、収益力強化と健全性維持を勘案したリスク管理を行うことを基本方針としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量、金利更改を織り込んだ期間収益シミュレーションによる影響額等をALMシステムや証券管理システムを使用して随時計測しております。その結果については、ALM委員会において協議、検討をするとともに、定期的に常務会等へ報告するなど、資産・負債の適正なコントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動のパーセントイル値と99パーセントイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

コア預金の対象は、要求払預金のうち、当座預金、普通預金、貯蓄預金とし、コア預金額は現残高の50%相当額としております。コア預金の満期は、5年の期間に均等に到来するものとしております。

貸出金、預金等の期限前返済（解約）は、無いものとして毎月、前月末基準で計算しております。

また、VaR法（信頼区間99%、保有期間60日）によっても金利リスク量を毎月計測し、他のリスク量とあわせて管理しております。

なお、連結での金利リスク量は計測しておりません。

【定量的開示事項】（単体・連結）

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースと連結ベースの双方について算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）		(単位 百万円)	
項 目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本準備金	8,208	8,208
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,791	1,791
	その他利益剰余金	32,144	33,895
	その他	—	—
	自己株式(△)	113	118
	社外流出予定額(△)	249	298
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
計 (A)	51,781	53,478	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,166	2,119
	一般貸倒引当金	3,792	3,798
	負債性資本調達手段等	2,000	10,000
	うち永久劣後債務(注1)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注2)	2,000	10,000
	計	7,958	15,918
うち自己資本への算入額 (B)	7,958	15,918	
控除項目	控除項目(注3) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	59,739	69,396
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	563,538	565,457
	オフ・バランス取引等項目	3,059	2,386
	信用リスク・アセットの額 (E)	566,597	567,843
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\frac{(G)}{8\%}$ (F)	40,178	39,918
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,214	3,193
	計 ((E)+(F)) (H)	606,775	607,762
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$		9.84%	11.41%
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$		8.53%	8.79%

(注) 1. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

2. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

3. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位 百万円）

項 目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本剰余金	8,208	8,208
	利益剰余金	34,077	35,850
	自己株式（△）	113	118
	社外流出予定額（△）	249	298
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
計 (A)	51,923	53,641	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,166	2,119
	一般貸倒引当金	3,803	3,809
	負債性資本調達手段等	2,000	10,000
	うち永久劣後債務（注1）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注2）	2,000	10,000
	計	7,969	15,929
うち自己資本への算入額 (B)	7,969	15,929	
控除項目 (C)	—	—	
自己資本額 (D)	59,893	69,571	
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	564,575	566,591
	オフ・バランス取引等項目	3,059	2,386
	信用リスク・アセットの額 (E)	567,634	568,978
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 $\frac{(G)}{8\%}$ (F)	40,906	40,599
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,272	3,247
計 ((E)+(F)) (H)	608,540	609,577	
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$		9.84%	11.41%
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$		8.53%	8.79%

(注) 1. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

2. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

3. 告示第31号第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(単位 百万円)

項 目	平成18年度			
	単 体		連 結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,559	62	1,559	62
地方三公社向け	1,445	57	1,445	57
金融機関及び証券会社向け	11,303	452	11,303	452
法人等向け	215,855	8,634	215,866	8,634
中小企業等向け及び個人向け	179,902	7,196	179,902	7,196
抵当権付住宅ローン	31,726	1,269	31,726	1,269
不動産取得等事業向け	60,575	2,423	60,575	2,423
三月以上延滞等	4,150	166	4,150	166
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	8,406	336	8,406	336
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	28,391	1,135	28,489	1,139
上記以外	19,272	770	20,200	808
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	949	37	949	37
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	563,538	22,541	564,575	22,583
オフ・バランス取引等	3,059	122	3,059	122
合 計	566,597	22,663	567,634	22,705

(単位 百万円)				
項 目	平成19年度			
	単 体		連 結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	7	0	7	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2	0	2	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,689	67	1,689	67
地方三公社向け	645	25	645	25
金融機関及び証券会社向け	16,911	676	16,911	676
法人等向け	208,518	8,340	208,528	8,341
中小企業等向け及び個人向け	182,505	7,300	182,505	7,300
抵当権付住宅ローン	32,469	1,298	32,469	1,298
不動産取得等事業向け	54,814	2,192	54,814	2,192
三月以上延滞等	4,436	177	4,436	177
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	8,330	333	8,330	333
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	26,001	1,040	26,101	1,044
上記以外	25,788	1,031	26,813	1,072
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	3,335	133	3,335	133
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	565,457	22,618	566,591	22,663
オフ・バランス取引等	2,386	95	2,386	95
合 計	567,843	22,713	568,978	22,759

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位 百万円)				
	平成18年度		平成19年度	
	単 体	連 結	単 体	連 結
	基礎的手法	1,607	1,636	1,596

(3) 総所要自己資本額

(単位 百万円)				
	平成18年度		平成19年度	
	単 体	連 結	単 体	連 結
	総所要自己資本額	24,271	24,341	24,310

3. 信用リスクに関する事項

- (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
- (2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
① 地域別、② 業種別、③ 残存期間別
- (3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
① 地域別、② 業種別

(単体)		平成18年度					(単位 百万円)
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞エクスポージャー(注)の期末残高		
		貸出金、コミットメントライン及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引			
国内計	1,221,522	820,713	320,030	2	5,896		
国外計	17,756	-	17,655	-	-		
地域別合計	1,239,278	820,713	337,685	2	5,896		
製造業	98,769	96,566	2,203	-	575		
農業	5,507	5,107	400	-	43		
林業	225	225	-	-	-		
漁業	457	457	-	-	12		
鉱業	4,446	4,446	-	-	3		
建設業	96,988	95,310	1,678	-	986		
電気・ガス・熱供給・水道業	776	776	-	-	-		
情報通信業	4,062	3,757	305	-	-		
運輸業	17,769	17,468	300	-	28		
卸売・小売業	89,605	88,713	892	-	420		
金融・保険業	65,311	7,936	42,017	2	-		
不動産業	81,413	79,258	2,155	-	506		
各種サービス業	127,303	125,351	1,952	-	2,226		
地方公共団体	86,730	50,527	36,202	-	-		
その他	559,909	244,809	249,577	-	1,093		
業種別計	1,239,278	820,713	337,685	2	5,896		
1年以下	276,049	182,701	81,840	2			
1年超3年以下	164,995	93,930	71,064	-			
3年超5年以下	141,012	101,441	39,571	-			
5年超7年以下	77,468	65,449	12,019	-			
7年超10年以下	120,301	90,771	29,529	-			
10年超	343,422	277,734	65,686	-			
期間の定めのないもの	116,030	8,684	37,973	-			
残存期間別合計	1,239,278	820,713	337,685	2			

(連結)		平成18年度					(単位 百万円)
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞エクスポージャー(注)の期末残高		
		貸出金、コミットメントライン及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引			
国内計	1,222,677	820,831	320,128	2	5,896		
国外計	17,756	-	17,655	-	-		
地域別合計	1,240,433	820,831	337,784	2	5,896		
製造業	98,769	96,566	2,203	-	575		
農業	5,507	5,107	400	-	43		
林業	225	225	-	-	-		
漁業	457	457	-	-	12		
鉱業	4,446	4,446	-	-	3		
建設業	96,988	95,310	1,678	-	986		
電気・ガス・熱供給・水道業	776	776	-	-	-		
情報通信業	4,062	3,757	305	-	-		
運輸業	17,769	17,468	300	-	28		
卸売・小売業	89,605	88,713	892	-	420		
金融・保険業	65,311	7,936	42,017	2	-		
不動産業	81,413	79,258	2,155	-	506		
各種サービス業	127,303	125,351	1,952	-	2,226		
地方公共団体	86,730	50,527	36,202	-	-		
その他	561,064	244,927	249,676	-	1,093		
業種別計	1,240,433	820,831	337,784	2	5,896		
1年以下	276,049	182,701	81,840	2			
1年超3年以下	164,995	93,930	71,064	-			
3年超5年以下	141,012	101,441	39,571	-			
5年超7年以下	77,468	65,449	12,019	-			
7年超10年以下	120,301	90,771	29,529	-			
10年超	343,422	277,734	65,686	-			
期間の定めのないもの	117,185	8,801	38,071	-			
残存期間別合計	1,240,433	820,831	337,784	2			

(単体)						(単位 百万円)
	平成19年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー(注) の期末残高	
	貸出金、コミットメントライン及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引			
国内計	1,248,630	822,724	334,475	4,006	7,414	
国外計	13,707	—	13,287	—	—	
地域別合計	1,262,337	822,724	347,762	4,006	7,414	
製造業	97,582	94,807	2,774	—	1,054	
農業	5,502	5,102	400	—	91	
林業	203	203	—	—	—	
漁業	449	449	—	—	12	
鉱業	3,537	3,537	—	—	3	
建設業	88,799	87,159	1,640	—	1,205	
電気・ガス・熱供給・水道業	364	364	—	—	—	
情報通信業	4,061	3,811	250	—	42	
運輸業	17,549	17,198	350	—	95	
卸売・小売業	87,228	86,205	1,022	—	670	
金融・保険業	98,655	9,468	46,962	4	—	
不動産業	76,953	75,961	991	—	598	
各種サービス業	127,572	125,419	2,153	—	2,158	
地方公共団体	104,089	61,610	42,478	—	—	
その他	549,787	251,425	248,735	4,002	1,481	
業種別計	1,262,337	822,724	347,762	4,006	7,414	
1年以下	327,172	180,164	111,565	11		
1年超3年以下	143,525	82,789	60,736	—		
3年超5年以下	130,310	105,664	24,645	—		
5年超7年以下	82,975	69,313	13,662	—		
7年超10年以下	121,084	85,655	35,428	—		
10年超	355,673	289,796	65,876	—		
期間の定めのないもの	101,596	9,339	35,848	3,995		
残存期間別合計	1,262,337	822,724	347,762	4,006		

(連結)						(単位 百万円)
	平成19年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー(注) の期末残高	
	貸出金、コミットメントライン及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引			
国内計	1,249,774	822,734	334,575	4,006	7,414	
国外計	13,707	—	13,287	—	—	
地域別合計	1,263,481	822,734	347,862	4,006	7,414	
製造業	97,582	94,807	2,774	—	1,054	
農業	5,502	5,102	400	—	91	
林業	203	203	—	—	—	
漁業	449	449	—	—	12	
鉱業	3,537	3,537	—	—	3	
建設業	88,799	87,159	1,640	—	1,205	
電気・ガス・熱供給・水道業	364	364	—	—	—	
情報通信業	4,061	3,811	250	—	42	
運輸業	17,549	17,198	350	—	95	
卸売・小売業	87,228	86,205	1,022	—	670	
金融・保険業	98,655	9,468	46,962	4	—	
不動産業	76,953	75,961	991	—	598	
各種サービス業	127,572	125,419	2,153	—	2,158	
地方公共団体	104,089	61,610	42,478	—	—	
その他	550,932	251,435	248,835	4,002	1,481	
業種別計	1,263,481	822,734	347,862	4,006	7,414	
1年以下	327,172	180,164	111,565	11		
1年超3年以下	143,525	82,789	60,736	—		
3年超5年以下	130,310	105,664	24,645	—		
5年超7年以下	82,975	69,313	13,662	—		
7年超10年以下	121,084	85,655	35,428	—		
10年超	355,673	289,796	65,876	—		
期間の定めのないもの	102,740	9,349	35,948	3,995		
残存期間別合計	1,263,481	822,734	347,862	4,006		

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーであります。

(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単体) (単位 百万円)					(連結) (単位 百万円)				
		期首残高	期中増減額	期末残高		期首残高	期中増減額	期末残高	
一般貸倒引当金	平成18年度	5,678	285	5,963	一般貸倒引当金	平成18年度	5,876	255	6,131
	平成19年度	5,963	△ 769	5,194		平成19年度	6,131	△ 808	5,323
個別貸倒引当金	平成18年度	7,223	△ 366	6,857	個別貸倒引当金	平成18年度	7,397	△ 363	7,034
	平成19年度	6,857	△ 420	6,437		平成19年度	7,034	△ 413	6,621
特定海外債権引当勘定	平成18年度	—	—	—	特定海外債権引当勘定	平成18年度	—	—	—
	平成19年度	—	—	—		平成19年度	—	—	—
合 計	平成18年度	12,902	△ 81	12,821	合 計	平成18年度	13,274	△ 109	13,165
	平成19年度	12,821	△ 1,190	11,631		平成19年度	13,165	△ 1,220	11,945

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単体) (単位 百万円)							
	期首残高		期中増減額		期末残高		
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	
国内計	7,223	6,857	△ 365	△ 420	6,857	6,437	
国外計	—	—	—	—	—	—	
地域別合計	7,223	6,857	△ 365	△ 420	6,857	6,437	
製造業	646	864	218	△ 125	864	739	
農業	0	26	26	56	26	82	
林業	—	—	—	7	—	7	
漁業	15	12	△ 3	0	12	12	
鉱業	630	60	△ 570	△ 13	60	47	
建設業	1,386	1,498	111	△ 48	1,498	1,450	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	28	19	△ 9	68	19	87	
運輸業	77	97	20	43	97	140	
卸売・小売業	811	1,311	499	△ 526	1,311	785	
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	
不動産業	623	614	△ 8	55	614	669	
各種サービス業	1,941	1,178	△ 762	59	1,178	1,237	
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	
その他	1,061	1,173	111	2	1,173	1,175	
業種別計	7,223	6,857	△ 365	△ 420	6,857	6,437	

(連結) (単位 百万円)							
	期首残高		期中増減額		期末残高		
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	
国内計	7,397	7,034	△ 363	△ 413	7,034	6,621	
国外計	—	—	—	—	—	—	
地域別合計	7,397	7,034	△ 363	△ 413	7,034	6,621	
製造業	646	864	218	△ 125	864	739	
農業	0	26	26	56	26	82	
林業	—	—	—	7	—	7	
漁業	15	12	△ 3	0	12	12	
鉱業	630	60	△ 570	△ 13	60	47	
建設業	1,386	1,498	111	△ 48	1,498	1,450	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	28	19	△ 9	68	19	87	
運輸業	77	97	20	43	97	140	
卸売・小売業	811	1,311	499	△ 526	1,311	785	
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	
不動産業	623	614	△ 8	55	614	669	
各種サービス業	1,941	1,178	△ 762	59	1,178	1,237	
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	
その他	1,235	1,349	113	11	1,349	1,360	
業種別計	7,397	7,034	△ 363	△ 413	7,034	6,621	

(注) 一般貸倒引当金については、地域別、業種別ごとの算定を行っておりません。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単体)		(単位 百万円)	
	貸出金償却		
	平成18年度	平成19年度	
製造業	132	390	
農業	—	—	
林業	—	—	
漁業	—	—	
鉱業	—	—	
建設業	180	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	
情報通信業	—	507	
運輸業	—	1	
卸売・小売業	274	—	
金融・保険業	—	272	
不動産業	57	—	
各種サービス業	205	—	
国・地方公共団体	—	—	
個人	13	0	
その他	—	—	
業種別計	864	1,172	

(連結)		(単位 百万円)	
	貸出金償却		
	平成18年度	平成19年度	
製造業	132	390	
農業	0	—	
林業	—	—	
漁業	—	—	
鉱業	—	—	
建設業	180	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	
情報通信業	—	507	
運輸業	—	1	
卸売・小売業	274	—	
金融・保険業	—	272	
不動産業	57	—	
各種サービス業	205	—	
国・地方公共団体	—	—	
個人	64	45	
その他	—	—	
業種別計	915	1,217	

(6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

リスク・ウェイト区分	平成18年度			
	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	単 体		連 結	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	311,637	—	311,637
10%	—	99,659	—	99,659
20%	24,719	44,803	24,719	44,803
35%	—	90,093	—	90,093
50%	7,830	379	7,830	379
75%	—	239,869	—	239,869
100%	6,292	315,205	6,292	316,242
150%	—	1,753	—	1,753
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	38,842	1,103,401	38,842	1,104,438

リスク・ウェイト区分	平成19年度			
	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	単 体		連 結	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	364	303,071	364	303,071
10%	—	100,199	—	100,199
20%	9,728	60,710	9,728	60,710
35%	—	92,769	—	92,769
50%	14,456	1,225	14,456	1,225
75%	—	243,340	—	243,340
100%	12,652	296,593	12,652	297,727
150%	—	1,823	—	1,823
350%	871	—	871	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	38,073	1,099,734	38,073	1,100,869

(注)「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

- (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
 (2) 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額

(単体・連結)			(単位 百万円)	
区 分	平成18年度	平成19年度		
現金及び自行預金	42,217	39,570		
債券	13,176	41,000		
株式	—	—		
適格金融資産担保合計	55,394	80,570		
適格保証	10,247	9,184		
適格クレジット・デリバティブ	—	—		
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	10,247	9,184		

(注) 担保設定のある自行預金により削減されたエクスポージャーの額を記載しております。貸出金との相殺により削減されたエクスポージャーの額は含めておりません。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

- (1) 与信相当額算出に用いる方式
 先渡取引、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。
- (2) グロス再構築コストの額の合計額
- (3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額
- (4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額
- (5) 担保の種類別の額
- (6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単体・連結)			(単位 百万円)	
区 分	平成18年度	平成19年度		
グロス再構築コストの額	—	6		
与信相当額 (担保による信用リスク削減効果勘案前)	2	4,000		
派生商品取引	2	4,000		
外国為替関連取引	2	1,964		
金利関連取引	—	8		
株式関連取引	—	1,355		
その他取引	—	672		
クレジット・デリバティブ	—	—		
与信相当額 (担保による信用リスク削減効果勘案後)	2	4,000		

(注) 原契約期間が5営業日 (平成18年度は14日) 以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
 該当ありません。
- (2) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項
 ① 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単体・連結)			(単位 百万円)	
区 分	平成18年度	平成19年度		
クレジットカード与信	1,774	659		
リース債権	45	—		
ショッピングローン債権	216	139		
事業者向け貸出	1,101	866		
商業用不動産	1,600	623		
合 計	4,738	2,289		

② 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単体・連結)					(単位 百万円)
区 分	平成18年度		平成19年度		
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	
20%	4,738	37	1,423	11	
50%	—	—	—	—	
100%	—	—	—	—	
350%	—	—	866	121	
自己資本控除	—	—	—	—	
合 計	4,738	37	2,289	132	

③ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
単体、連結とも該当ありません。

④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
単体、連結とも該当ありません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) (連結) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る(連結)貸借対照表計上額

① 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

(単体)					(単位 百万円)
区 分	平成18年度		平成19年度		
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	
上場している出資等	36,197		23,195		
上記に該当しない出資等	782		758		
合 計	36,980	36,980	23,954	23,954	

(連結)					(単位 百万円)
区 分	平成18年度		平成19年度		
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価	
上場している出資等	36,197		22,985		
上記に該当しない出資等	726		702		
合 計	36,923	36,923	23,687	23,687	

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単体・連結)			(単位 百万円)
区 分	平成18年度	平成19年度	
売却損益額	△ 0	206	
償却額	△ 52	665	

(3) (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(4) (連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体)			(単位 百万円)
区 分	平成18年度	平成19年度	
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	13,058	685	
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	△ 141	△ 1,505	

(連結)			(単位 百万円)
区 分	平成18年度	平成19年度	
連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	13,677	685	
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△ 141	△ 1,505	

8. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減額

(単体)			(単位 百万円)
区 分	平成18年度	平成19年度	
金利ショックに対する経済価値の低下額	4,667	7,769	

(注) 1. 金利ショック幅は、保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の99パーセンタイル値としております。

2. 連結での金利リスク量は計測しておりません。

9. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。